

名古屋大学野依記念物質科学研究館講演室等使用内規

(趣旨)

第1条 名古屋大学野依記念物質科学研究館の野依記念講演室、ケミストリーギャラリー及びケミストリーラウンジ（以下「講演室等」という。）の使用に関し必要な事項は、名古屋大学固定資産貸付基準（平成16年度基準第12号）に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

(管理運営及び管理責任者)

第2条 講演室等の運営は、大学院理学研究科の協力を得て、名古屋大学物質科学国際研究センター（以下「センター」という。）が行う。

- 2 講演室等に管理責任者を置き、センターの長をもって充てる。
- 3 管理責任者は、講演室等の管理に関する業務を掌理する。

(使用の範囲)

第3条 講演室等は、センター又はセンター職員が主催する物質科学の国際的な発展に資する会合及び行事のほか、次の用途に使用することができる。

- 一 本学又は本学の部局が主催する教育、学術及び文化に関する会合及び行事
- 二 本学の職員等が主催し、本学の活動として行う教育、学術及び文化に関する会合及び行事
- 三 本学の職員が関係する学会その他の学術団体が主催して行う会合及び行事
- 四 その他管理責任者が適当と認めた会合及び行事

(使用できない日)

第4条 講演室等を使用できない日は、次のとおりとする。

- 一 土曜日及び日曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 三 年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日）
 - 四 名古屋大学に勤務する職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年度規程第50号）第26条第2項の規定により、大学が定める日
- 2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が必要と認めたときは、開室又は閉室することができる。

(使用時間)

第5条 講演室等の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、管理責任者が必要と認めたときは、この限りではない。

(使用の申請)

第6条 講演室等の使用を希望する者は、事前に所定の使用許可申請書を管理責任者に提出し、その許可を得なければならない。

- 2 講演室等の使用申請は、使用しようとする日の3月前の日から1週間前までの期間受け付けるものとする。
ただし、国際的な会合及び行事（日本を含む3国以上から50名以上の参加がある会合及び行事をいう。）の使用申請は、使用しようとする日の6月前の日から1週間前までの期間受け付けるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、使用料金が発生する会合及び行事の使用申請は、使用しようとする日の1月前までに行うものとする。
- 4 第2項において、次の各号に掲げる申請の場合、当該各号に定める期間は、仮予約期間とする。
 - 一 第2項本文に定める使用申請 使用しようとする日の1月前まで
 - 二 第2項ただし書に定める使用申請 使用しようとする日の3月前まで

（使用の許可）

- 第7条 管理責任者は、前条の使用申請を適当と認めたときは、必要な条件を付して使用許可を行うものとする。ただし、管理責任者が、前条第4項に規定する仮予約期間に使用申請を適当と認めたときは、仮予約期間終了時に使用許可を行うものとする。
- 2 前項において、管理責任者が必要と認める場合は、センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て、使用の許可を行う。

（使用料）

第8条 講演室等の使用料（以下「使用料」という。）の額は、別に定める。

（使用料の納入）

- 第9条 第7条により使用の許可を得た者（以下「使用者」という。）は、所定の使用料を使用日の前日までに所定の納入先へ納入しなければならない。
- 2 既納の使用料は、返納しない。ただし、天災、事故その他の使用者の責任によらない理由で使用できなくなったときは、その一部又は全部を返納するものとする。

（使用者の注意義務）

第10条 使用者は、この内規及び別に定める使用者心得を遵守するとともに、講演室等の施設、備品等を、善良な管理者の注意をもって、常に良好な状態で使用しなければならない。

（目的外使用の禁止）

第11条 使用者は、使用が許可された目的以外の目的のために講演室等の施設、備品等を使用し、又は第三者に使用させてはならない。

（使用許可の取消し等）

第12条 管理責任者は、使用者がこの内規及び第7条第1項の規定により付された使用の条件に違反したと認めるときは、当該使用者の使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

（使用許可内容等の変更及び使用の中止）

第13条 使用者は、第7条第1項の規定により使用の許可を受けた内容について変更する必要があるとき、又は使用を中止しようとするときは、直ちにその旨を管理責任者に申し出て、その許可を得なければならない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は使用を終了したとき又は第12条の規定により使用を中止させられたときは、直ちに使用した施設、備品等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第15条 使用者が故意又は重大な過失により当該使用に係る講演室等の施設、備品等を滅失し、破損し又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第16条 講演室等の使用に関する事務は、理学部・理学研究科・多元数理科学研究科事務部及び物質科学国際研究センター事務室において処理する。

(雑則)

第17条 この内規に定めるもののほか、講演室等の使用に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が定める。

附 則

- 1 この内規は、平成26年10月31日から施行する。
- 2 名古屋大学野依記念物質科学研究館ノーベル賞展示室等の利用内規（平成16年9月21日物質科学国際研究センター協議会承認）は、廃止する。